国民健康保険料のための所得申告のお願い

令和７年度の国民健康保険料の算定や軽減判定を行うにあたり『未成年を除く世帯全員の所得を把握すること』が必要となります。つきましては、下記の期限までに『保険料のための所得申告』をしていただきますようお願いします。

●このご案内は、４月２２日（火）時点において、本市で所得が把握できないかたを対象に送付しています。
●令和６年１月１日から１２月３１日の間に収入が無かったかたも申告が必要です。
遺族年金等の非課税所得のみのかたも申告が必要です。
●既に市府民税の申告をしている場合や、確定申告によって扶養家族として申告予定のかたにも、ご案内が届く場合がございますのでご了承ください。その場合、手続きは不要です。

≪所得申告の手続方法≫

●オンライン申告をご利用ください。

下記 URL 又は QR コードから手続きしてください。
【URL】 https://logoform.jp/f/to5YR

↓オンラインはこちら↓

●オンライン申告が利用できない場合

同封の所得申告書に記入し、返信用封筒にてご返送ください。
（この案内の裏面に記載例があります。）

≪期限≫　**令和７年５月１４日（水）必着**

●令和７年１月１日時点で１８歳以下の未成年（※）及び扶養家族を除き、世帯に申告されていないかたがいる場合は、保険料の軽減はできません。
（※）ただし、世帯主が未成年の場合は申告が必要です。
●申告をしていただいた結果、世帯全員の所得合計額が基準を下回る場合は、保険料が軽減されます。なお、所得合計額が基準を超える場合は、軽減の対象となりません。
●金額記入欄が未記載の場合、収入金額は０円で申告されるものとみなします。
●令和７年度の国民健康保険料は、６月中旬頃に保険料決定通知書にてお知らせします。

〈問い合わせ先：箕面市国民健康保険室　電話：072(724)6734〉

◎この申告は市府民税の所得申告とは異なります。
今回、所得の申告をしていただいたとしても、別途、「市府民税のための所得申告」の依頼をお送りすることがあります。その場合は、あらためて申告をお願いします。
〈市府民税に関する問い合わせ先：税務室　電話：072(724)6710〉